

「革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発（提案公募型）」書類及び面接審査基準

○審査ポイント

審査項目	審査のポイント	着眼点	審査基準
1.研究開発目標の妥当性 (8点)	農業政策上の重要課題の解決に整合し、新規性や優位性が認められる研究開発目標となっているか。	①農業政策上の重要課題の解決に充分整合した研究開発目標となっているか。 ②既存品種に見られない特性や能力を備えた新品種開発目標となっているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている C：①の着眼点の実施が一部不十分。 D：①の着眼点の実施が不十分。 E：①の着眼点を実施されていない
2.研究開発目標を達成するための研究計画 (8点)	最終目標を達成する研究計画となっているか。	①最終目標を達成する計画となっているか。 ②研究成果は科学面や利用面の検証が実施されるか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている C：①の着眼点の実施が一部不十分。 D：①の着眼点の実施が不十分。 E：①の着眼点を実施されていない
3.研究推進体制の状況 (8点)	目標達成のための研究機能（人、施設）が確保されているか。	①目標達成のための研究機能（人、施設）が確保されているか。 ②参画機関や研究者の能力に応じた役割分担や予算配分が適切に計画されているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている C：①の着眼点の実施が一部不十分。 D：①の着眼点の実施が不十分。 E：①の着眼点を実施されていない
4.研究の効率的な実施に向けた取り組み (6点)	参画機関や研究者間のコミュニケーションの向上の取り組みを行うこととしているか。	①目標達成に向け、推進会議の開催など、コンソーシアム内の構成員間でコミュニケーションの向上の取り組みを行うこととしているか。	A：①の着眼点を実施されている B：①の着眼点の実施が一部不十分。 C：①の着眼点の実施が不十分。 D：①の着眼点を実施されていない

5.普及計画や政策課題等の解決に至るロードマップ (8点)	普及計画や政策課題等の解決に至るロードマップは新品種開発による波及効果を最大限生かせる内容になっているか。	①普及計画や政策課題（気候変動に適応した農業生産、みどり戦略に基づく環境負荷低減、付加価値向上、農産物の輸出拡大、農作業のスマート化等）の解決に至るロードマップは具体的かつ実現可能な内容となっているか。 ②波及効果は、開発品種の普及を目指すエリアにおける市場規模、経済効果を含めた具体的な分析となっているか。生産から消費まで波及する効果となっているか。	A：すべての着眼点が実施されている。 B：①の着眼点の実施されている C：①の着眼点の実施が一部不十分。 D：①の着眼点の実施が不十分。 E：①の着眼点の実施されていない
----------------------------------	---	---	---

※1：1～3,5の審査項目については、Aは8点、Bは6点、Cは4点、Dは2点、Eは0点とし、4の審査項目については、Aは6点、Bは4点、Cは2点、Dは0点とし、38点満点とする。

※2：各委員の評点の合計点を委員の数で除したもの（平均）を当該応募課題の評点とする。

※3：評点が満点の5割未満の評点の提案は採択候補としない。また、いずれかの審査項目が0点の評点（1～3の審査項目でE、4～5の審査項目でD）を付けた委員が1名でもいる提案については、採択候補としないことができる。

○加算ポイント

加算項目	加算の視点	加算基準
①環境負荷低減事業の活動等	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく計画（環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画）のいずれかの認定を受けている又は申請中の研究実施機関が含まれている場合	該当する場合は、2点を加算する。ただし、複数の分野に該当しても、重複加算は行わない。
②農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の開発	研究実施機関に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）に基づく計画（開発供給実施計画）の認定を受けている又は申請中の研究実施機関が含まれている場合	

「革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発（提案公募型）」終了時評価基準

評価項目	評価のポイント	着眼点	評価基準
1.研究の進捗状況及び目標の達成度	目標の達成に向けて、評価年度までの研究は研究計画通り進捗しているか。	①評価年度までの研究結果は研究計画通り得られているか。 ②研究成果は科学面や利用面から検証が実施されているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている C：①の着眼点の実施が不十分。 D：①の着眼点を実施されていない
2.最終目標を達成するための研究計画	評価年度までの研究の進捗状況と課題を踏まえ、最終目標を達成する研究計画となっているか。	①最終目標を達成する計画となっているか。 ②研究成果は科学面や利用面の検証が実施されるか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている C：①の着眼点の実施が不十分。 D：①の着眼点を実施されていない
3.研究推進体制の状況	目標達成のための研究機能（人、施設）が維持されているか	①目標達成のための研究機能（人、施設）が維持されているか。 ②目標達成に向け、推進会議の開催など、コンソーシアム内の構成員間でコミュニケーションの向上の取り組みを行うこととしているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている C：①の着眼点の実施が不十分 D：①の着眼点を実施されていない
4.研究成果の社会実装のための取り組み	研究期間終了後の研究成果の社会実装のための取り組み、出口戦略の検討は行っているか。	①研究成果に対し、知的財産権や研究成果の利活用計画など社会実装のための取り組みは計画され実施しているか。 ②研究成果に対し、社会実装・実用化のための出口戦略（アウトカムを設定したロードマップ）や広報戦略は計画され実施しているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点は実施されているが、②の着眼点は不十分。 C：②の着眼点は実施されているが、①の着眼点は不十分。 D：すべての着眼点を実施されていない

- ※1：評価はA B C Dの4段階とする。
- ※2：項目別評価のランクは、各委員のランク、A・3点、B・2点、C・1点、D・0点として1～4の評価項目ごとに集計し、集計値を委員の人数で割った平均点（小数点第2位四捨五入）により、
A：2.5点以上、B：1.5点以上2.5点未満、C：0.5点以上1.5点未満、D：0.5点未満とする。
- ※3：1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。
- ①1～4の評価項目のうち1項目以上がDである場合、総括評価基準はDとする。
 - ②1～4の評価項目のすべてがC以上である場合（③、④を除く）、総合評価基準はCとする。
 - ③1～4の評価項目のすべてがC以上、かつ、3項目以上がB以上である場合（④を除く）、総合評価基準はBとする。
 - ④1～4の評価項目ののすべてがAである場合、総合評価基準はAとする。
- ※4：評価ランクをDとされた研究課題は、次年度について、事業費の縮減、構成員の縮減、委託契約の一部または全部の不実施等を行う。